

お客さまへ

静岡銀行

毎度格別のお引き立てにあずかりまして、まことにありがとうございます。

この預金は、本規定書の各条文およびしずぎん為替特約付外貨定期預金（エンジェルプラン）申込書兼確認書によりお取扱いいたしますので、ぜひご一読いただきたくご案内申し上げます。

なお、外貨預金は預金保険の対象外です。

しずぎん為替特約付外貨定期預金（エンジェルプラン）規定

1. 預金の支払時期

この預金は、証書表面記載の満期日（当日が当行（本店窓口）休業日の場合は、その翌営業日）に自動的に解約し、税引後の元利金はあらかじめ指定された預金口座に入金します。

2. 満期時の払戻し

この預金の元利金は満期時に次のいずれかによって払戻します。

- (1) 満期日の 2 営業日前の東京時間午後 3 時の為替相場が、預入時に定めた為替特約消失レート（ノックアウトレート）より円安となったと当行が判断した場合は、預入時に定めた特約レートで円貨に転換し、円貨の指定口座に入金します（この場合の営業日とは、東京市場における外国為替市場の営業日をいいます）。
- (2) 満期日の 2 営業日前の東京時間午後 3 時の為替相場が、預入時に定めた為替特約消失レート（ノックアウトレート）と同値あるいはそれ以上の円高となったと当行が判断した場合は、外貨のまま、外貨の指定口座に入金します。

3. 為替特約消失レート（ノックアウトレート）到達を判定する際の為替相場

満期日の 2 営業日前の東京時間午後 3 時の為替相場が為替特約消失レート（ノックアウトレート）へ到達したかどうかの判定は、当行が市場実勢等を勘案し、合理的な判断に基づいて決定します。

4. 利息

- (1) この預金の利息は、預入日から満期日の前日までの日数および証書表面記載の利率によって計算します。
- (2) この預金の付利単位は 1 通貨単位とし、1 年を 365 日として日割りで計算します。

5. 反社会的勢力との取引拒絶

この預金は、第 7 条第 3 項第 1 号、第 2 号 A から F および第 3 号 A から E のいずれにも該当しない場合に利用することができ、第 7 条第 3 項第 1 号、第 2 号 A から F または第 3 号 A から E の一にでも該当する場合には、当行はこの預金の受け入れをお断りするものとします。

6. 取引等の制限

- (1) 当行は、預金者の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、提出期限を指定して各種確認や資料の提出を求めることがあります。預金者から正当な理由なく指定した期限までに回答いただけない場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。
- (2) 1 年以上利用のない預金口座は、払戻し等の預金取引の一部を制限する場合があります。
- (3) 日本国籍を保有せず本邦に居住する預金者は、当行の求めに応じ適法な在留資格・在留期間を保持している旨を当行所定の方法により届け出るものとします。当該預金者が当行に届け出た在留期間が超過した場合、払戻し等の預金取引の一部を制限する場合があります。
- (4) 第 1 項に定める各種確認や資料の提出の求めに対する預金者の回答、具体的な取引の内容、預金者の説明内容およびその他の事情を考慮して、当行がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、払戻し等のこの規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。
- (5) 第 1 項から第 4 項に定めるいずれの取引等の制限についても、預金者から合理的な説明がなされたこと等により、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが解消されたと認められる場合、当行は速やかに前 4 項の取引等の制限を解除します。

7. 預金の解約

- (1) この預金は、満期日前に解約することはできません。ただし、当行がやむを得ないものと認めてこの預金を満期日前に解約する場合および本条第 2 項および第 3 項の規定により満期日前に解約する場合は、以下の算式により当行が算定する違約金を申し受けます。

違約金＝元利金×再構築コスト×TTS（対顧客電信相場）

(注)「再構築コスト」とは、解約日に外国為替および通貨オプション市場において、この預金に内包される外国為替取引および通貨オプション取引の反対売買に係る実際の（あるいは想定される）コストをいいます。再構築コストがマイナスの場合は 0 とします。

(2) 次の各号のいずれかに該当した場合には、当行はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当行が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。

- ①この預金口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合または預金口座の名義人の意思によらずに開設されたことが明らかになった場合。
- ②この預金の預金者が第 12 条第 1 項に違反した場合。
- ③この預金が本邦または外国の法令・規制や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合。
- ④法令で定める本人確認等における確認事項、および第 6 条第 1 項で定める各種確認や提出された資料が偽りである場合。
- ⑤この預金がマネー・ロンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると当行が認め、マネー・ロンダリング等防止の観点で当行が預金口座の解約が必要と判断した場合。
- ⑥第 6 条第 1 項から第 3 項に定める取引等の制限に係る事象が 1 年以上に渡って解消されない場合。
- ⑦第 1 号から第 6 号の疑いがあるにも関わらず、正当な理由なく当行からの確認に応じない場合。

(3) 前項のほか、次の各号の一にでも該当し、預金者との取引を継続することが不適切である場合には、当行はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。

- ①預金者がこの預金の口座開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合
- ②預金者が、次のいずれかに該当したことが判明した場合
 - A.暴力団
 - B.暴力団員
 - C.暴力団準構成員
 - D.暴力団関係企業
 - E.総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等
 - F.その他前各号に準する者
- ③預金者が、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為をした場合
 - A.暴力的な要求行為
 - B.法的な責任を超えた不当な要求行為
 - C.取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - D.風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当行の信用を毀損し、または当行の業務を妨害する行為
 - E.その他前各号に準する行為

(4) 当行がやむを得ないものと認めてこの預金を満期日前に解約する場合は、当行所定の外貨預金払戻請求書に届出の印章（または署名）により記名押印（または署名）して当店に提出してください。

(5) この預金を満期日前に解約する場合は、元金をあらかじめ指定された満期日の元利金入金指定口座の外貨の指定口座に入金します。

(6) この預金を満期日前に解約する場合は、預入日から解約日の前日までの日数について預金と同一通貨の解約日外貨普通預金利率によって計算した利息を、あらかじめ指定された満期日の元利金入金指定口座の外貨の指定口座に入金します。

8. 届出事項の変更

(1) この預金の証書や印章を失ったとき、または、印章、名称、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって当店に届出てください。この届出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。

(2) この預金の証書または印章を失った場合のこの預金の元利金の支払い、解約または証書の再発行は、当行所定の手続きをした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また保証人を求めることがあります。

9. 成年後見人等の届出

(1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によって当店に届出てください。預金者の成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合も同様に届出てください。

(2) 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされた場合には、直ちに任意後見人の氏名その他必要な事項を書面によって当店に届出てください。

- (3) すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がされている場合にも、前 2 項と同様に届出てください。
- (4) 前 3 項の届出事項に取消または変更等が生じた場合も同様に届出てください。
- (5) 前 4 項の届出の前に生じた損害については、当行に責がある場合を除き当行は責任を負いません。

10. 印鑑照合等

この預金の証書、諸届その他の書類に使用された印影（または署名）を届出の印鑑（または署名鑑）と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当行は責任を負いません。なお、個人の預金者は、盗取された証書を用いて行われた不正な払戻しの額に相当する金額について、次条により補てんを請求することができます。

11. 盗難証書による払戻し

- (1) 盗取された証書を用いて行われた不正な払戻し（以下、本条において「当該払戻し」という。）については、次の各号のすべてに該当する場合、預金者（ただし、本条においては個人のみを対象とします。）は当行に対して当該払戻しの額およびこれにかかる手数料・利息に相当する金額の補てんを請求することができます。
- ①証書の盗難に気づいてからすみやかに、当行への通知が行われていること
 - ②当行の調査に対し、預金者より十分な説明が行われていること
 - ③当行に対し、警察署に被害届を提出していることその他の盗難にあったことが推測される事実を確認できるものを示していること
- (2) 前項の請求がなされた場合、当該払戻しが預金者の故意による場合を除き、当行は、当行へ通知が行われた日の 30 日（ただし、当行に通知することができないやむをえない事情があることを預金者が証明した場合は、30 日にその事情が継続している期間を加えた日数とします。）前の日以降になされた払戻しの額およびこれにかかる利息に相当する金額（以下「補てん対象額」という。）を前条本文にかかわらず補てんするものとします。ただし、当該払戻しが行われたことについて、当行が善意無過失であることおよび預金者に過失（重過失を除く）があることを当行が証明した場合には、当行は補てん対象額の 4 分の 3 に相当する金額を補てんするものとします。
- (3) 前 2 項の規定は、第 1 項にかかる当行への通知が、この証書が盗取された日（証書が盗取された日が明らかでないときは、盗取された証書を用いて行われた不正な預金払戻しが最初に行われた日）から、2 年を経過する日後に行われた場合には、適用されないものとします。
- (4) 第 2 項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当することを当行が証明した場合には、当行は補てんしません。
- ①当該払戻しが行われたことについて当行が善意かつ無過失であり、かつ、次のいずれかに該当すること
 - A.当該払戻しが預金者の重大な過失により行われたこと
 - B.預金者の配偶者、二親等内の親族、同居の親族その他の同居人または家事使用人によって行われたこと
 - C.預金者が、被害状況についての当行に対する説明において、重要な事項について偽りの説明を行ったこと
 - ②証書の盗取が、戦争・暴動等による著しい社会秩序の混乱に乘じまたはこれに付随して行われたこと
- (5) 当行が当該預金について預金者に払戻しを行っている場合には、この払戻しを行った額の限度において、第 1 項にもとづく補てんの請求には応じることはできません。また、預金者が、当該払戻しを受けた者から損害賠償または不当利得返還を受けた場合も、その受けた限度において同様とします。
- (6) 当行が第 2 項の規定にもとづき補てんを行った場合に、当該補てんを行った金額の限度において、当該預金にかかる払戻請求権は消滅します。
- (7) 当行が第 2 項の規定により補てんを行ったときは、当行は、当該補てんを行った金額の限度において、盗取された証書により不正な払戻しを受けた者その他の第三者に対して預金者が有する損害賠償請求権または不当利得返還請求権を取得するものとします。

12. 譲渡、質入れの禁止

- (1) この預金、預金契約上の地位その他この取引にかかるいっさいの権利および証書は、譲渡、質入れその他第三者の権利を設定すること、または第三者に利用させることはできません。
- (2) 当行がやむを得ないものと認めて質入れを承諾する場合には、当行所定の書式により行います。

13. 為替予約の締結制限等

- (1) この預金に内包される特約は条件付きの為替予約です。このため、第 2 条第 2 項により満期日に外貨での払戻しが確定するまでは、この特約の他に通常の為替予約をつけることはできません。
- (2) 当行が相殺等を行う場合、外国為替相場については当行による計算実行時の相場を適用します。

14. 証書の効力

満期日に元利金をあらかじめ指定された預金口座に入金した後は、この預金の証書は無効となりますので、直ちに当行に返却してください。

15. 適用法令

この預金取引については上記規定のほか、外国為替法規が適用されます。

16. 預金保険の取扱

この預金は預金保険の対象外です。

17. 保険事故発生などにおける預金者からの相殺

- (1) この預金は、当行に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、本条各項の定めにより相殺することができます。なお、この預金に、預金者の当行に対する債務を担保するため、もしくは第三者の当行に対する債務で預金者が保証人となっているものを担保するために質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取扱とします。
- (2) 相殺する場合の手続については、次によるものとします。
 - ① 相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充当の順序方法を指定してください。ただし、この預金で担保される債務がある場合には、当該債務または当該債務が第三者の当行に対する債務である場合には預金者の保証債務から相殺されるものとします。
 - ② 前号の充当の指定のない場合には、当行の指定する順序方法により充当します。
 - ③ 第 1 号による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当行は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。
- (3) 相殺する場合の利息等については、次のとおりとします。
 - ① 預金の利息の計算については、その期間を相殺通知が当行に到着した日の前日までとして、利率は約定利率を適用するものとします。
 - ② 満期前に相殺する場合に発生する違約金等の取扱は当行の定めによるものとします。
 - ③ 借入金等の債務の利息、割引率、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当行に到着した日までとして、利率、料率は当行の定めによるものとします。また、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金等の取扱については当行の定めによるものとします。
- (4) 相殺する場合の外国為替相場については当行の計算実行時の相場を適用するものとします。
- (5) 相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続について別の定めがあるときには、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当行の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

18. 通知等

届出のあった氏名、住所にあてて当行が通知または送付書類を発送した場合には、延着しまたは到達しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとみなします。

19. 規定の変更等

- (1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当行ホームページへの掲載その他相当の方法で公表することにより、変更できるものとします。
- (2) 前項の変更は、公表の際に定める相当な期間を経過した日から適用されるものとします。

以 上